

# 令和4年度 第1回山形市社会福祉審議会

日 時：令和4年4月7日（木）午後2時30分～

場 所：山形県JAビル 9階大会議室C

## 次 第

1 委嘱状交付式

2 山形市社会福祉審議会

(1) 開 会

(2) 市長挨拶

(3) 山形市社会福祉審議会の概要について

(4) 委員長の選任

(5) 副委員長の指名について

(6) 専門分科会及び審査部会委員の指名について

(7) その他

3 閉 会

# 山形市社会福祉審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

| NO. | 氏名     | 推薦団体または所属先              |
|-----|--------|-------------------------|
| 1   | 浅野 孝   | 特定非営利活動法人山形県ひとり親家庭福祉会   |
| 2   | 五十嵐 元徳 | 公益社団法人認知症の人と家族の会山形県支部   |
| 3   | 池野 土功  | 一般社団法人山形市歯科医師会          |
| 4   | 内和 久子  | 山形市手をつなぐ育成会             |
| 5   | 大嶋 民代  | 山形市健康づくり運動普及推進協議会       |
| 6   | 大竹 まり子 | 山形大学医学部看護学科             |
| 7   | 大桃 伸一  | 東北文教大学                  |
| 8   | 海藤 美紀  | 一般社団法人山形県介護支援専門員協会      |
| 9   | 海和 伸吉  | 山形市民間立保育園・認定こども園協議会     |
| 10  | 金谷 透   | 一般社団法人山形市医師会            |
| 11  | 川田 栄治  | 山形県特別支援学校長会             |
| 12  | 熊坂 聰   | 宮城学院女子大学                |
| 13  | 佐伯 和毅  | 一般社団法人山形市薬剤師会           |
| 14  | 佐々木 僚  | 一般社団法人山形市私立幼稚園・認定こども園協会 |
| 15  | 笹原 勢一郎 | 山形市地区社会福祉協議会会长連絡協議会     |
| 16  | 佐田 静枝  | 山形県精神保健福祉士協会            |
| 17  | 佐藤 幸子  | 山形大学医学部看護学科             |
| 18  | 柴田 邦昭  | 一般社団法人山形県社会福祉士会         |
| 19  | 菅野 弘美  | 公益社団法人山形県看護協会           |
| 20  | 鈴木 晴夫  | 山形市老人クラブ連合会             |
| 21  | 高野 則夫  | 山形市民生委員児童委員連合会          |
| 22  | 高橋 邦之  | 一般社団法人山形市医師会            |
| 23  | 滝口 明子  | 富の中いきいき百歳体操             |
| 24  | 田中 智子  | 山形市福祉団体連絡会              |
| 25  | 都築 光一  | 東北福祉大学                  |
| 26  | 富樫 千恵子 | 山形市民生委員児童委員連合会          |
| 27  | 中井 伸一  | 一般社団法人山形市医師会            |
| 28  | 長瀬 武久  | 山形市民生委員児童委員連合会          |
| 29  | 仲野 邦明  | 山形市自治推進委員長連絡協議会         |
| 30  | 野口 比呂美 | 特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド  |
| 31  | 増川 州宏  | 山形市身体障害者福祉協会            |
| 32  | 峯田 幸悦  | 山形県老人福祉施設協議会            |
| 33  | 村松 真   | 山形大学東北創生研究所             |
| 34  | 渡部 正美  | 社会福祉法人山形市社会福祉協議会        |
| 35  |        | 山形市小学校長会                |

## 山形市社会福祉審議会の概要について

### 1 趣旨

平成31年4月1日に山形市が中核市へ移行したことに伴い、県より社会福祉審議会に係る事務権限が移譲されたことから、社会福祉法第7条第1項の規定に基づき設置するものです。

山形市社会福祉審議会（以下、「審議会」。）は、社会福祉に関する事項の調査審議を行うとともに、山形市長の監督に属し、その諮問に答え、又は意見を具申する機関です。

### 2 審議会の組織等 （別紙）

社会福祉法に基づく専門分科会（法定設置）と山形市が独自に設置する専門分科会（任意設置）の5つの専門分科会で構成します。

また、障がい者福祉専門分科会に、審査部会（法定設置）を設置します。

| 専門分科会  | 法定及び<br>任意設置 | 調査審議事項   |
|--------|--------------|--|
| 民生委員審査 | 法定           | 民生委員の適否の審査に関する事項<br>①民生委員の推薦（民生委員法第5条）<br>②民生委員の再推薦（民生委員法第7条）<br>③民生委員の解職の具申（民生委員法第11条）  |
| 障がい者福祉 |              | 障がい者の福祉に関する事項（精神障がい者も含む）<br>①障がい者基本計画の策定<br>②関係条例制定、改正   |
| 審査部会   |              | 身体障がい者の障がい程度等の審査に関する事項<br>①身体障がい者手帳申請用の診断書を作成する医師の指定、指<br>定取り消し審査（身体障害者福祉法第15条第2項、身体障<br>害者福祉法施行令第3条第3項）<br>②そしゃく機能障害用の意見書を作成する歯科医師の指定審<br>査（山形市身体障害者福祉法の施行に関する規則）<br>③自立支援医療（更生医療・育成医療）を担当する医療機関、<br>薬局の指定、措定の更新、指定の取り消し審査（障害者自立<br>支援法第59条、第60条、第68条）<br>④身体障がい者手帳交付申請にかかる障がい程度の認定審査<br>(身体障害者福祉法施行令第5条) |
| 地域福祉   | 任意           | 地域福祉の推進に関する事項<br>①山形市地域福祉計画の策定<br>②山形市地域福祉計画の進捗管理  |

|       |    |   |
|-------|----|---|
| 高齢者福祉 | 任意 | 高齢者の福祉に関する事項<br>①老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センター事業の制限又は停止の場合の意見<br>②社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム事業の廃止又は設置の認可の取り消し<br>③山形市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の策定  |
| 児童福祉  | 法定 | 児童福祉に関する事項<br>①児童福祉に関する事項（社会福祉法第12条第1項）<br>②児童及び知的障害者の福祉を図るため、出版物等を製作、販売する者等に対する勧告<br>③家庭的保育事業等を認可する際の意見（児童福祉法第34条の15第4項）<br>④保育所の設置認可の際の意見（児童福祉法第35条第6項）<br>⑤事業の停止命令をする際の意見（児童福祉法第46条第4項）<br>⑥届出保育施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖を命ずる場合の意見<br>⑦母子家庭の福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関への意見具申<br>⑧母子福祉貸付金の停止の場合の意見（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条）<br>⑨母子保健に関する事項の調査審議及び関係行政機関への意見具申（母子保健法第7条） |

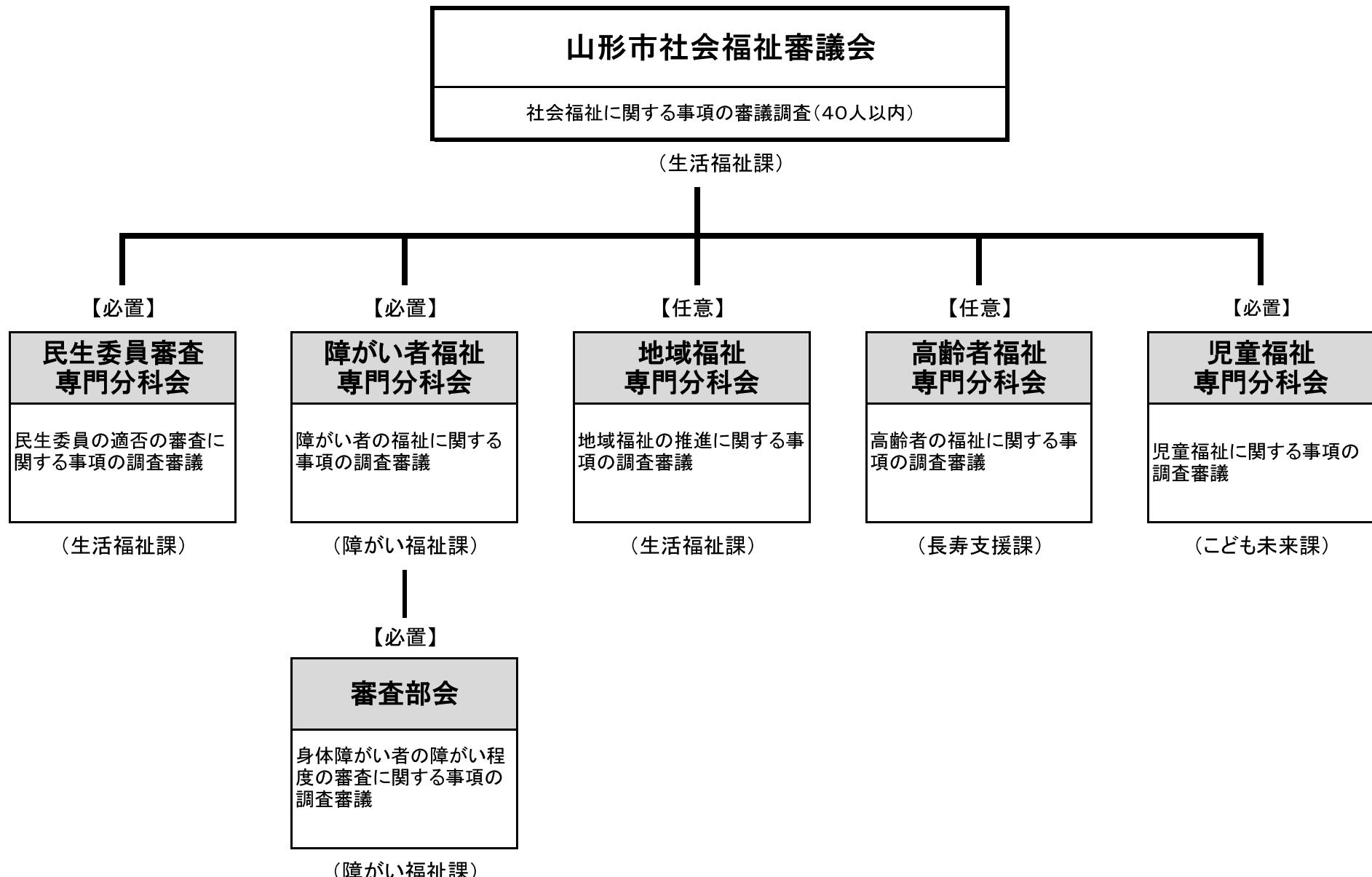
3 審議会の委員数 40人以内

4 委員の任期 3年

##### 5 審議会（専門分科会）の会議

- ・委員長（専門分科会長）が招集し、委員長（専門分科会長）がその議長となる。
  - ・委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。
  - ・会議は、委員（専門分科会に属する委員）の過半数が出席しなければ、開くことができない。
  - ・審議会（専門分科会）の議事は、出席した委員（専門分科会に属する委員）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長（専門分科会長）の決するところによる。
  - ・専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができます。（※民生委員審査専門分科会を除く。）ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。
- ※民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。（社会福祉法施行令第2条）

## 山形市社会福祉審議会の組織図



## 専門分科会・審査部会 委員名簿

| 分科会等名       | 氏名     |
|-------------|--------|
| 民生委員審査専門分科会 | 佐藤 幸子  |
|             | 高野 則夫  |
|             | 野口 比呂美 |
|             | 峯田 幸悦  |
|             | 渡部 正美  |
| 障がい者福祉専門分科会 | 内和 久子  |
|             | 金谷 透   |
|             | 川田 栄治  |
|             | 佐田 静枝  |
|             | 田中 智子  |
| 審査部会        | 増川 州宏  |
|             | 村松 真   |
|             | 金谷 透   |
|             | 岩渕 勝好  |
|             | 笠原 慎逸  |
| 地域福祉専門分科会   | 国井 一好  |
|             | 佐伯 和毅  |
|             | 佐藤 浩章  |
|             | 田嶋 克史  |
|             | 柘植 通   |
|             | 政金 生人  |
|             | 宮川 修一  |
|             | 横田 雅司  |
|             | 渡辺 久剛  |
|             | 笹原 勢一郎 |
|             | 柴田 邦昭  |
|             | 高野 則夫  |
|             | 都築 光一  |
|             | 仲野 邦明  |
|             | 増川 州宏  |
|             | 渡部 正美  |

| 分科会等名      | 氏名     |
|------------|--------|
| 高齢者福祉専門分科会 | 五十嵐 元徳 |
|            | 池野 士功  |
|            | 大嶋 民代  |
|            | 大竹 まり子 |
|            | 海藤 美紀  |
|            | 熊坂 聰   |
|            | 佐伯 和毅  |
|            | 柴田 邦昭  |
|            | 菅野 弘美  |
|            | 鈴木 晴夫  |
|            | 高橋 邦之  |
|            | 滝口 明子  |
|            | 長瀬 武久  |
|            | 仲野 邦明  |
|            | 峯田 幸悦  |
|            | 渡部 正美  |
| 児童福祉専門分科会  | 浅野 孝   |
|            | 大桃 伸一  |
|            | 海和 伸吉  |
|            | 佐々木 優  |
|            | 富樫 千恵子 |
|            | 中井 伸一  |
|            | 野口 比呂美 |
|            | 渡部 正美  |

## ■社会福祉法

### 第二章 地方社会福祉審議会

#### (地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

#### (委員)

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

#### (臨時委員)

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

#### (委員長)

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

#### (専門分科会)

第十二条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

#### (地方社会福祉審議会に関する特例)

第十三条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

#### (政令への委任)

第十四条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

## ■社会福祉法施行令

### (民生委員審査専門分科会)

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

### (審査部会)

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができます。

## ○山形市社会福祉審議会条例

平成30年12月21日山形市条例第54号

### (趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により設置する山形市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (調査審議事項の特例等)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項（山形市子ども・子育て会議条例（平成25年市条例第29号）第3条に規定する山形市子ども・子育て会議（次項において「子ども・子育て会議」という。）の所掌事務に係るものを除く。）及び精神障がい者の福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 審議会は、法及び前項に規定するもののほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項その他同法に規定する事項に関する事項（子ども・子育て会議の所掌事務に係るものを除く。）を調査審議するものとする。

### (組織)

第3条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 法第9条に規定する臨時委員（以下「臨時委員」という。）は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。

### (委員長の職務代理)

第5条 審議会の委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を

招集しなければならない。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 法第9条第1項に規定する特別の事項について会議を開き、議決を行う場合における前2項の規定の適用については、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなす。
- 6 委員長は、必要と認めるときは、委員及び臨時委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員及び臨時委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。  
(守秘義務)

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門分科会の設置、所掌事項等)

第8条 法第11条第1項に規定する身体障害者福祉専門分科会は、障がい者福祉専門分科会と称する。

- 2 障がい者福祉専門分科会は、身体障がい者の福祉に関する事項のほか、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 知的障がい者の福祉に関する事項
- (2) 精神障がい者の福祉に関する事項

- 3 法第12条第2項の規定により読み替えて適用する法第11条第1項の規定により設置する児童福祉専門分科会は、児童福祉に関する事項のほか、第2条第2項に規定する事項を調査審議する。

- 4 前2項及び法第11条第1項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、審議会にそれぞれ当該各号に定める専門分科会を置く。

- (1) 地域福祉の推進に関する事項 地域福祉専門分科会
- (2) 高齢者の福祉に関する事項 高齢者福祉専門分科会

- 5 市長は、前項に規定するもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。

(専門分科会の組織及び運営)

第9条 専門分科会（民生委員審査専門分科会（法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会をいう。第5項において同じ。）を除く。第6項において同じ。）に属すべき委員及

び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員の互選により定める。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を総理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 第6条第1項及び第3項から第6項までの規定（民生委員審査専門分科会にあっては、第5項を除く。）は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、同条第4項中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、同条第6項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。
- 6 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができます。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

(審査部会)

第10条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定により、障がい者福祉専門分科会に審査部会を設ける。

- 2 前項の審査部会は、身体障がい者の障がい程度の審査に関する事項のほか、次に掲げる事項を調査審議する。
  - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定及び身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項に規定する当該指定の取消しに関する事項
  - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）の指定及び同法第68条第1項に規定する当該指定の取消しに関する事項

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、福祉推進部及びこども未来部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮つ

て定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(山形市福祉審議会条例の廃止)

2 山形市福祉審議会条例（平成8年市条例第2号）は、廃止する。

## 山形市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形市社会福祉審議会条例（平成30年市条例第54号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、山形市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副委員長)

第2条 条例第5条の規定により委員長の職務を代理する委員として、審議会に副委員長を置く。

(副専門分科会長)

第3条 条例第9条第4項の規定により専門分科会長の職務を代理する委員として、審議会の各専門分科会に副専門分科会長を置く。

(専門分科会の決議)

第4条 条例第9条第6項の規定により専門分科会の決議をもって審議会の決議とする事項は、別表のとおりとする。

(審査部会)

第5条 障がい者福祉専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審査部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により定めるものとする。
- 4 副部会長は、部会長が指名する。
- 5 部会長は、審査部会の事務を総理する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長が、その職務を代理する。
- 7 審査部会の会議（以下この条において「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長は、その議長となる。
- 8 会議は、その属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 9 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 法第9条に規定する特別な事項について会議を開き、議決を行う場合における前2

項の適用については、当該特別な事項に係る臨時委員を委員とみなす。

(審査部会の会議の特例)

第6条 部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、その審査部会に属する委員及び臨時委員に対し書面により意見を求めることによる各委員及び臨時委員の審議をもつて、審査部会の会議の開催に代えることができる。

(審査部会の決議の特例)

第7条 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあってはこの限りでない。

(委員の除斥)

第8条 委員及び臨時委員は、自己又は自己が従事する業務等に直接の利害関係がある事項については、審議会若しくは専門分科会又は審査部会における審議及び議事に参加することができない。

(会議の非公開)

第9条 民生委員審査専門分科会及び審査部会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉推進部生活福祉課において総括する。ただし、次の各号に掲げる分科会等の庶務については、それぞれ当該各号に定める課が処理するものとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 福祉推進部生活福祉課
- (2) 障がい者福祉専門分科会 福祉推進部障がい福祉課
- (3) 地域福祉専門分科会 福祉推進部生活福祉課
- (4) 高齢者福祉専門分科会 福祉推進部長寿支援課
- (5) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども未来課
- (6) 審査部会 福祉推進部障がい福祉課

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会及び専門分科会並びに審査部会の運営に關し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

別表（第4条関係）

| 分科会名        | 調査審議事項  | 審議会の決議とする事項   |
|-------------|---|---|
| 民生委員審査専門分科会 | 民生委員の適否の審査に関する事項  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）が推薦した者に対する意見</li> <li>(2) 推荐会が推薦した者が適当でないと認め、市長が推薦会に再推薦を命じようとする場合の意見</li> <li>(3) 推荐会が再推薦しない場合に市長が適當と認める者を定め推薦する際の意見</li> <li>(4) 市長が民生委員の解嘱について厚生労働大臣に具申することへの同意</li> <li>(5) 民生委員の解嘱について審議会が審査する際の本人への事前通告</li> <li>(6) 前号の事前通告を受けた民生委員が審議会に対し意見を述べることの受諾</li> <li>(7) 第5号の事前通告を受けた民生委員からの意見の聴取</li> </ul>   |
| 障がい者福祉専門分科会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 身体障がい者の福祉に関する事項</li> <li>(2) 知的障がい者の福祉に関する事項</li> <li>(3) 精神障がい者の福祉に関する事項</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 知的障がい者の福祉を図るために行う、出版物等を製作し、又は販売する者等に対する必要な勧告</li> <li>(2) 山形市障がい者基本計画の策定</li> <li>(3) 前2号に掲げるもののほか、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の福祉に関する事項</li> </ul>   |
| 児童福祉専門分科会   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童の福祉に関する事項</li> <li>(2) 条例第2条第2項に関する事項</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童の福祉を図るために行う、芸能、出版物、玩具、遊戯具等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対する必要な勧告</li> <li>(2) 設備又は運営が最低水準に達せず、かつ、児童の福祉に著しく有害と認められる助産施設、母子生活支援施設又は保育所設置者に事業停止を命ずる場合の意見</li> <li>(3) 助産施設、母子生活支援施設又は保育所に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見</li> <li>(4) 家庭的保育事業等を認可する場合の意見</li> <li>(5) 保育所の設置を認可する場合の意見</li> <li>(6) 届出保育施設に事業停止又は施設閉鎖を命ずる場合の意見</li> <li>(7) 母子家庭の福祉に関する事項の調査審議、市長からの諮問への答申及び関係行政機関へ</li> </ul> |

|            |               |   |
|------------|---------------|---|
|            |               | の意見の具申<br>(8) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを市が停止する場合の意見<br>(9) 母子保健に関する事項の調査審議、市長からの諮問への答申及び関係行政機関への意見の具申<br>(10) 前各号に掲げるもののほか、児童又は妊産婦の福祉に関する事項<br>(11) 幼保連携型認定こども園の設置及び廃止等を認可する場合の意見<br>(12) 幼保連携型認定こども園の事業停止又は施設閉鎖を命ずる場合の意見<br>(13) 幼保連携型認定こども園の認可を取り消す場合の意見<br>(14) 幼保連携型認定こども園に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見 |
| 地域福祉専門分科会  | 地域福祉の推進に関する事項 | (1) 山形市地域福祉計画の策定又は変更<br>(2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関する事項   |
| 高齢者福祉専門分科会 | 高齢者の福祉に関する事項  | (1) 老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの事業の制限又は停止を命ずる場合の意見<br>(2) 社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止又は設置の認可を取消す場合の意見<br>(3) 山形市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の策定  |

## 附 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。